

滋賀県農業・水産業基本計画審議会委員名簿

五十音順（敬称略）

氏名	役職
あわじ かずのり 淡路 和則	龍谷大学農学部 教授
おくむら しげる 奥村 繁	滋賀県漁業協同組合連合会 副会長
くぼた ゆうこ 久保田 優子	(株)カネク 取締役
しまばやし としお 島林 敏雄	日野川流域土地改良区 事務局長
しみず ひろゆき 清水 裕之	(株)EVERGREEN 代表取締役社長
たちばな なおこ 立花 尚子	(株)バナナハート 代表取締役プロデューサー
つじかわ いくこ 辻川 育子	公募委員
とりい しょういち 鳥居 庄市	広域たかしま・知内 運営委員
なりた なほみ 成田 奈穂美	(有)成田牧場
はだ まきこ 羽田 真樹子	(有)池田牧場 取締役
ふかお よしお 深尾 善夫	滋賀県農業協同組合中央会 専務理事
ふじた あやか 藤田 彩夏	公募委員
みながわ あきこ 皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部 准教授
もり よしのぶ 森 嘉信	(株)モリファーム 代表取締役
よこえ ひでみ 横江 秀美	(株)横江ファーム 共同代表

(任期：令和元年9月26日～令和3年3月31日)

滋賀県附属機関設置条例（抄）

平成 25 年 7 月 5 日滋賀県条例第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項の表に掲げる附属機関にあつては、知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～5 略

別表（第 2 条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県農業・水産業基本計画審議会	知事の諮問に応じて農業または水産業に関する基本的な計画の策定および変更について調査審議すること。	15 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

滋賀県農業・水産業基本計画審議会規則

平成25年7月5日滋賀県規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第 号）第5条の規定に基づき、滋賀県農業・水産業基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農政水産部農政課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県農業・水産業基本計画審議会における会議の公開方針

平成 26 年 12 月 3 日 滋賀県農業・水産業基本計画審議会

第 1 趣 旨

この方針は、滋賀県農業・水産業基本計画審議会（以下「審議会」という。）における会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 審議会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

第 3 会議の開催の周知

審議会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 審議会の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴の手續
- キ 議事録等の公表の時期および方法
- ク 問い合わせ先

第 4 公開の方法等

審議会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から会長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、会議の都度定員に達するまで先着順により決定する。
- (5) 会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録を作成し、原則として 1 ヶ月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第 5 その他

本方針に定めのない事項は会長が審議会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

【参考：滋賀県情報公開条例第6条】

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍 聴 要 領

平成 26 年 12 月 3 日 滋賀県農業・水産業基本計画審議会

滋賀県農業・水産業基本計画審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県農業・水産業基本計画審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食、(喫煙)等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱すなど、会議の支障となる行為をしないこと
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること

3 会議の秩序の維持

- (1) 2 の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定について

1 趣旨

県では現在、平成 28 年 3 月に策定した「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき農業・水産業の振興に取り組んでいる。現計画は令和 2 年度で計画期間の終期を迎えるため、近年の農業・水産業を取り巻く環境の変化、現計画の施策評価の結果や生産現場の声を踏まえ、次期「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定する。

2 次期計画の基本的な枠組の考え方

(1) 計画期間

令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とする。

(2) 計画の性格

「滋賀県基本構想」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけ、県の農政の総合的な推進の指針とする。

(3) 策定主体

審議会答申、市町・関係団体の意見、県民政策コメントなどを踏まえて県が策定する。

3 検討の進め方

(1) 滋賀県農業・水産業基本計画審議会での調査審議

- ・滋賀県附属機関設置条例に基づき、知事の諮問に応じて「農業または水産業に関する基本的な計画の策定および変更」について調査審議。任期は当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間。
- ・知事の諮問（令和元年 11 月中旬）後、5 回程度の審議を経て答申。

（審議予定）

- 第 1 回 (R1. 11 月予定) 諮問、現状と課題などについて
 - 第 2 回 (R2. 1 月予定) 計画骨子（素案）について
 - 第 3 回 (R2. 3 月予定) 計画骨子（案）について
 - 第 4 回 (R2. 6 月予定) 計画（素案）について
 - 第 5 回 (R2. 9 月予定) 計画（原案）について
- 答 申

(2) 県民、市町等の意見反映

- ・県内農業者（個別経営体）の意向等に関する調査の実施・ニーズの把握
- ・計画骨子（素案）および計画（素案）の段階で 6 地域ごとに意見交換会を開催し、関係者の意見を聴取
 - 各農業農村振興事務所主催、生産者、市町、関係団体等を対象
- ・滋賀県民政策コメントの実施

4 スケジュール

令和元年	10月	現行計画進捗状況・改定作業着手（環境・農水常任委員会報告）
	11月	諮問
	12月	第1回審議会結果について（環境・農水常任委員会報告）
令和2年	1月	地域別意見交換会（骨子（素案）に対して）
	3月	骨子（案）作成（環境・農水常任委員会報告）
	6月	計画（素案）作成（環境・農水常任委員会報告） 地域別意見交換会（計画（素案）に対して）
	9月	計画（原案）作成（環境・農水常任委員会報告） 答申
	10～11月	県民政策コメント実施
	12月	県民政策コメント結果・計画案作成（環境・農水常任委員会報告）
令和3年	3月	議決・公表

滋賀の農業振興に関する新たな条例の方向性等について

1 条例制定の趣旨

- ☞ 米政策改革に伴う産地間競争の激化、高齢化に伴う農業就業人口の減少、頻発する異常気象等、本県農業を取り巻く環境はこれまでになく変化している。
- ☞ さらに農業系廃プラスチックの処理や農業濁水等の環境問題が顕在化するなか、農業者の主体的な取組が求められている。
- ☞ こうした情勢変化や課題に対応し、多様な農業者が意欲と誇りをもって農業に従事できる環境づくりを生産面からアプローチし、持続的で発展性のある農業生産の振興を図ろうとするもの。

2 条例の方向性と内容

- ☞ 本県農業の持続的な発展にとって喫緊の課題である「生産力の最大化」、「気候変動への適応」、「環境保全対策」への対応を重点的に進めることとし、条例の方向性をこれらの取組に絞り込む。
- ☞ 取組にあたっては、産地の生産力を最大限に引き出すとともに、環境保全に対する積極的な取組を進めるなど、農業者の主体的な活動と県民理解を促進する。
- ☞ 具体的な内容として、
 - ・マーケットインや適地適作の視点から高い生産性を実現すること。
 - ・気候変動に適応し、安定した生産を確保するため、本県の気候風土に合った品種の育成や革新的技術の体系化、土づくりを推進すること。
 - ・主要農作物の種子生産と安定供給や本県が育成した品種の知的財産権を適切に保護すること。
 - ・農業系廃プラスチックや農業濁水への対策を講じるとともに、環境保全対策に向けた取組を農業者の努力義務とすること。などを位置づける。

3 今後の進め方

- ☞ 滋賀県農業・水産業基本計画審議会をはじめとして、農業者はもとより、有識者や消費者など県民の方々から幅広く意見を聴きながら、令和2年内のできるだけ早い時期の県議会に提案できるよう条例の制定に向けて検討を進める。